

# 目 次

## 法務関係

・ 外国法事務弁護士と弁護士との提携	1
・ 隣接法律専門職種への訴訟代理権の付与	2
・ 新司法試験における予備試験ルートとの並立	3
・ 弁護士法72条の改正について	4
・ 弁護士法第72条の改正について	5
・ 弁護士法第30条3項の改正について	6
・ 弁護士の懲戒制度	7
・ 司法制度改革（行政訴訟制度の見直し）	8

分野	法務関係	意見・要望提出者	EU、カナダ政府					
項目	外国法事務弁護士と弁護士との提携							
意見・要望等の内容	外国法事務弁護士と弁護士との提携に係る制限を撤廃する。							
関係法令	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法49条～49条の4	共管	法令の所管は法務省					
制度の概要	<p>一定の渉外的要素を有する法律事務に関しては、外国法事務弁護士と我が国の弁護士がそれぞれの職務範囲において包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスを最終的な解決に至るまで、すなわち訴訟事務、行政手続等に至るまで一貫して提供し得るような制度とされている。</p> <p>(平成10年8月改正法施行)</p>							
計画等における記載の状況	<p>日本法及び外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、外国法事務弁護士と弁護士による包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるよう、司法制度改革審議会意見書をも踏まえて、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を講ずる。</p>							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：3月上旬)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>( )</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>				<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：3月上旬)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>( )</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：3月上旬)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>( )</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に従って、外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等を内容とする所要の法案を平成15年通常国会に提出する予定である。</p>								
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局							

分野	法務	意見・要望提出者	自由人権協会				
項目	隣接法律専門職種への訴訟代理権の付与						
意見・要望等の内容	隣接法律専門職種に訴訟代理権を付与する場合は、弁護士倫理と同程度の法曹倫理を担保できるような措置をとるべきである。						
関係法令	司法書士法、弁理士法	共管	法務省、経済産業省				
制度の概要	司法書士は裁判所等に提出する書類の作成等、弁理士は特許等に関する事項について補佐人として裁判所に出頭し、陳述・尋問をすること等を業務としている。						
計画等における記載の状況							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">           措置済・措置予定            ┌───┐            │ 措置済 │            │       │            │ 措置予定 │            └───┘            (実施時期： )         </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">           検討中            ┌───┐            │ 措置するか否かを含めて検討中 │            │       │            │ 具体的措置の検討中 │            └───┘         </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">           措置困難            其他         </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │       │ │ 措置予定 │ └───┘ (実施時期： )	検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │       │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘	措置困難 其他	
措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │       │ │ 措置予定 │ └───┘ (実施時期： )	検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │       │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘	措置困難 其他					
(説明) 隣接法律専門職種に対する訴訟代理権の付与については、司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)を踏まえ、司法書士について研修等の能力担保措置を前提に、簡易裁判所の事件に関し訴訟代理等を行うことを可能とする司法書士法等の一部改正法及び弁理士について研修等の能力担保措置を前提に、特許権等の侵害訴訟での代理を行うこと等を内容とする弁理士法の一部改正法が第154回国会において成立した。 研修科目等の詳細は所管省庁で検討中であるが、訴訟代理を行うために必要とされる職業倫理に係る研修も含まれる予定(一部措置済み)。							
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局						



分野	法務	意見・要望提出者	大阪弁護士会				
項目	弁護士法72条の改正について						
意見・要望等の内容	職務の独立性と自治権を有する弁護士が国民の権利・利益の擁護を担うという弁護士法72条の立法趣旨は堅持されるべきであり、弁護士法第72条について、「仲裁」を削除し、あるいはただし書を「この法律及び他の法律に別段の定めがある場合はこの限りでない」と改正することについては、反対である。						
関係法令	弁護士法第72条	共管					
制度の概要	弁護士法において、弁護士でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とすることを禁止している（罰則あり）。						
計画等における記載の状況	弁護士法第72条について、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期： )</p>			<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>司法書士法等、弁護士法以外の隣接法律専門職種関連法において、弁護士法第72条の例外が定められている旨を明確化するため、同条ただし書を改正することを予定しているが、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するためのものであり、弁護士法第72条の立法趣旨を変更するものではない。</p>							
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局						

分野	法務	意見・要望提出者	東京リーガルマインド
項目	弁護士法第72条の改正について		
意見・要望等の内容	弁護士法第72条を改正し、「弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件を取り扱うことができない。但し、関係会社の法律事務を取り扱う場合、又はこの法律及び他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とすべきである。		
関係法令	弁護士法第72条	共管	
制度の概要	弁護士法において、弁護士でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とすることを禁止している（罰則あり）。		
計画等における記載の状況	弁護士法第72条について、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>弁護士法第72条は、最高裁大法廷判決を始めとする累次の判例において示されているように、弁護士でない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とすると、当事者その他関係人らの利益をそこね、法律生活の構成円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなることから、これを禁止するために設けられたものであり、今日においても合理性、必要性を有する規定と考えている。</p> <p>したがって、弁護士でない者が報酬を得て訴訟事件以外の法律事件を取り扱うことを業とすることを許容することは適当でない。</p> <p>なお、司法書士法等、弁護士法以外の隣接法律専門職種関連法において、弁護士法第72条の例外が定められている旨を明確化するため、同条ただし書を改正するための法案を平成15年通常国会に提出することを予定している。</p> <p>また、会社がグループ内の他の会社の法律事務を扱うことについては、司法制度改革推進計画に「会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討」としており、この計画にしたがって、検討を進めているところである。</p>			
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局		

分野	法務	意見・要望提出者	東京リーガルマインド				
項目	弁護士法第30条3項の改正について						
意見・要望等の内容	弁護士法第30条3項を改正し、弁護士が営業等に従事することを自由化すべきである。その際、営業等の届出制も不要とし、弁護士の営業活動等を完全に自由化すべきである。						
関係法令	弁護士法第30条第3項	共管					
制度の概要	弁護士法において、弁護士が営業等に従事する場合には、所属弁護士会の許可を得なければならないとされている。						
計画等における記載の状況	弁護士は、公職への就任が制限され、営利企業に所属する場合には所属弁護士会の許可を必要とされているが、弁護士の活動領域の拡大を進める見地から、司法制度改革審議会意見書を踏まえて、これらの公務就任の制限等を届出制移行により自由化する方向で必要な措置を講ずる。						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>弁護士が営業等に従事することに関する許可制については、弁護士の活動領域の拡大を進める見地から、届出制に移行することにより自由化するための法案を平成15年通常国会に提出の予定である(弁護士会が、営業等に従事する弁護士の品位と信用を保持するために指導監督を行うことなどを可能とするため、届出制とすることが必要である。)</p>							
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局						

分野	法務	意見・要望提出者	司法制度と弁護士制度を考える会
項目	弁護士の懲戒制度		
意見・要望等の内容	現行弁護士の懲戒制度について、透明性、迅速性、実効性にかけるからとして外部委員の増員や、更なる異議申立制度である「綱紀審査会」制度の設置を求めていることは、社会的合理性も正当性もなく、速やかに撤回されるべきである。		
関係法令	弁護士法第56条等	共管	
制度の概要	<p>弁護士法において、弁護士の懲戒は、その弁護士の所属弁護士会が、綱紀委員会に調査をさせ、懲戒委員会の議決に基づいて行うものとされている。弁護士会の綱紀委員会は、弁護士のみで組織されている。</p> <p>また、何人も弁護士会に弁護士の懲戒を求めることができ、弁護士会が懲戒しなかったときには、懲戒請求者は日本弁護士連合会に異議申出ができる制度となっている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>弁護士の懲戒制度について、早期に透明化、迅速化、実効化のための所要の改善措置を講じ、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を官報に公表した上で、その他の媒体にも公表することなどについて、日本弁護士連合会に対し措置を要請する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 )	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>司法制度改革推進計画においては、「弁護士会による綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化を図ることについて、日弁連における検討状況も踏まえた上で検討し、必要な法案を提出する(平成15年通常国会を予定)。(本部)」とされている。弁護士会の綱紀委員会に弁護士以外の外部委員を加えること、懲戒請求者が綱紀委員会の議決に対する異議申出を日本弁護士連合会によって棄却・却下された場合に、国民が参加して構成される機関に更なる不服申立ができる制度を導入することは、綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化の見地から必要である。</p>			
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局		

分野	法務	意見・要望提出者	カナダ政府
項目	司法制度改革（行政訴訟制度の見直し）		
意見・要望等の内容	日本政府が平成12年3月に閣議決定した「司法制度改革推進計画」をできるだけ早期に実施し、裁判所が行政機関による決定の法的審査を行う権限を増大させることにより行政機関の説明責任の向上を目指し、司法制度改革推進本部が「行政事件訴訟法」の見直しを迅速に進めるよう強く要請する。		
関係法令	行政事件訴訟法	共管	法令の所管は法務省
制度の概要	行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。 (昭和37年10月1日施行)		
計画等における記載の状況	【司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)の「Ⅱ 国民の期待に応える司法制度の構築」、「第1 民事司法制度の改革」、「9 司法の行政に対するチェック機能の強化」】 「行政事件訴訟法の見直しを含めた行政に対する司法審査の在り方に関して、「法の支配」の基本理念の下に、司法及び行政の役割を見据えた総合的多角的な検討を行い、遅くとも本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期： )		
(説明)			
行政訴訟制度の見直しについては、平成14年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画に従い、司法制度改革推進本部において開催している行政訴訟検討会における議論を通じて検討を進め、遅くとも本部設置期限である平成16年11月30日までに、所要の措置を講じる考えである。			
担当局課室等名	司法制度改革推進本部事務局		